

## 岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）

### （総則）

第1条 本要領は、岐阜県が発注する建設工事において、ASP（Application Service Provider）方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）を利用するにあたり必要な事項を定めたものであり、システム利用にあたっては本要領によることとし、記載のないものについては、国が定める「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を準用するものとする。

※「ASP（Application Service Provider）方式」とは、情報共有システム提供者（ASP ベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

### （目的）

第2条 情報共有システムは、以下の目的で活用することとする。

- （1）発注者若しくは監督員と受注者の間で書面により行われる工事帳票の「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為を、電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る。
- （2）現場代理人が受注者の属する会社内で、監督員が主任監督員など所属内の関係者間が、それぞれ工事帳票をシステム上で決裁・回覧することにより業務の効率化を図る。
- （3）工事帳票や工事写真等の工事関係書類について、システム上の共有スペース（掲示板等）で受発注者のシステム登録者が、閲覧することにより業務の効率化を図る。
- （4）段階確認や打合せ等における受発注者間のスケジュール調整の効率化を図る。
- （5）工事完成時に受注者が行う電子成果品の取りまとめ作業の負担低減を図る。

### （活用する機能区分）

第3条 情報共有システムは、下記の機能を活用するものとする。

- （1）発議書類作成機能
- （2）ワークフロー機能（受発注者各々での決裁機能）
- （3）書類管理機能
- （4）スケジュール管理機能
- （5）掲示板機能

### （対象工事）

第4条 岐阜県県土整備部、都市建築部、農政部及び林政部が発注する全ての工事を対象とし、受注者が希望する場合にシステム利用を行うこととする。

### （対象書類）

第5条 情報共有システムを用い、発注者若しくは監督員と受注者の間で電子的に交換・共有する工事書類は、別表1のとおりとする。

(利用できるシステムの要件)

第6条 利用するシステムは、以下の要件を全て満たすものから受注者が選定できる。

- (1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の(Rev.5.4)の要件を満たすこと。
- (2) システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。
- (3) 1つのユーザIDで複数の工事案件を処理可能であること。
- (4) 受発注者からの操作等に関する問い合わせに対して電話及び電子メール等で対応できること。

(事前準備)

第7条 受注者は、工事で使用するシステムを選定し、その利用に必要な情報(利用対象者やそのユーザー情報等)について発注者に協議し承諾を得るものとする。

(情報セキュリティ対策)

第8条 受発注者においては、最新のセキュリティ対策が講じられた端末を使用すること。(ソフトウェアのアップデート及びウィルスパターンの更新)

(システム利用料)

第9条 情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)は土木工事標準積算基準書の共通仮設費率計上分(技術管理費)に含まれている。なお、その他の積算基準書において共通仮設費率に記載されていない場合も、別途積み上げ等による計上は行わないものとする。

(システム利用における注意点)

第10条 システムは受発注者間の情報共有を円滑に行うために利用するものである。そのため、システムを利用することが受発注者間の負担となる場合(カタログ等の電子化が煩雑な書類の取扱など)は都度、受発注者間で協議してシステムの利用を検討すること。

2 本要領及び国が定めるガイドラインにおいて疑義又は不明な点が生じた場合には、受発注者間の協議により運用するものとする。

(要領の運用における注意点)

第11条 国が定めるガイドラインを準用する場合における書類名、基準類や職名等について、岐阜県に同様のものがある場合は、岐阜県のものに読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和 3 年 4 月 12 日より施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。